おおぞら

No.14（131）

社会福祉法人 聖隷福祉事業団
総合病院 聖隷三方原病院
聖隷おおぞら療育センター
〒433-8558
静岡県浜松市北区三方原町3453
TEL 053-437-1467
発行責任者 荻野 和功
編集者 横地 健治
2009年3月20日

障害者自立支援法改正案

所長 横地 健治

本通信で過去二回、成人の施設入所が児童福祉法から障害者自立支援法に変わる問題について述べてきました。これは法制化に向けて着実に進んでいるようです。私たちにとって極めて重要なことですので、今回もこれについて述べます。今漏れ聞こえてくる障害者自立支援法改正案では、障害者支援の見直しの検討会・審議会で得られた結論をほぼそのまま法案化しているようです。よって、成人は障害者自立支援法で対応するということは確定的なようです。ただ、今決めようとしているのは制度の大枠であり、入所基準・施設基準・報酬単価といった重要な決まりは後に発布される政令・省令（国会を経ずに厚生労働省が独自に決めるもの）に委ねられます。これは、時間をかけて関係団体と協議して決めると厚生労働省の担当官は言っていますので、法改正が成った時点で第一ラウンドは終わり、しばらくはなりを潜めて水面下のやりとりが続くのでしょう。その後、それが政令・省令として明らかにされ実施に至るのでしょう（平成二十四年四月一日の予定と聞いています）。

この件で、重症心身障害に関する最大の関心事は「児者一貫」です。それは、現在の児童福祉法第六十三条の三に、「都道府県は、当分の間、必要があると認めるときは、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している満十八歳以上の者について」に続き、「重症心身障害児施設に入所させ（中略）治療等を行うことを委託することができる」（措置入所）または、「重症心身障害児施設支援に係る指定施設支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは（中略）重症心身障害児施設支援に係る指定施設支援給付費等を支給することができる」（契約入所）と記されています。十八歳を超えた在宅の重症心身障害児でも、この条文により他の成人障害者と区別され、重症心身障害としての福祉サービスを受けられるわけです。今回の法改正では、この規定は廃止され、十八歳以上となれば障害者自立支援法に委ねられるということになります。そこでは、十八歳を超えた重症心身障害児と他の障害者を区別する規定はありません。ただし、現在の重症心身障害児施設入所者については、新制度下での入所継続を保障すると改正案では記されているようです。

現在の重症心身障害児施設の新規入所は、高度医療的ケアのため在宅が困難である小児と、親が高齢となり在宅介護不能となった成人に二分されています。入所ニーズの多数派は後者だと思います。介護者である親が老いれば、すべての重症心身障害成人の施設入所は不可避となるからです。現在の重症心身障害児施設新規入所の多数派にとって、今後入所の法的根拠を失うことになります。

ところで、児童福祉法の新法に「重症心身障害児」の定義を残すつもりだと伝えられています。新制度下の障害児施設は多様な障害に対応できる多機能化が求められています。よって、障害を区別する用語は不要であり、当初は、重症心身障害児の語を児童福祉法から削除するつもりだったのでしょう。その後、障害の区分けが施設基準・報酬などの作成に必要となり、重症心身障害児の語を残すことにしたのではないかと想像します。もし、児童福祉法の中から重症心身障害児が消えてしまったら、障害者自立支援法の中で、十八歳を超えた重症心身障害児を位置づけるのは不能となり、現行の児者一貫は完全に存続不能となっていたでしょう。残ることになって幸いです。

障害者支援の見直しの検討会・審議会で得た結論の中では、重症心身障害の児者一貫には配慮するようにとされています。改正法案では、現入所者の継続入所を保障することによって、これを配慮したつもりになっているのではないでしょうか。一方では、重症心身障害の多数を占める在宅者の重症心身障害児施設に入所する権利を反古にしてしまったようにみえます。在宅者にとっての児者一貫はまったく配慮されていません。これは不当なことです。

重症心身障害児施設はもともと入所施設として発足しましたが、現在では、多数の在宅者が利用しています。聖隷おおぞら療育センターを例にとれば、ショートステイ・通所利用者の総数は百六十九名で、十八歳未満の小児は九十五名で、十八歳以上の成人は七十四名です。通所利用者に限ってみれば、総数は六十八名で、小児は二十八名で、成人は四十名です。なお、入所